

千公互第23号
令和7年7月28日

各所属長様

一般財団法人
千葉県公立学校教職員互助会理事長
(公印省略)

令和7年度 長期会員慰労旅行助成事業の実施について（通知）

標記の件について、下記のとおり実施しますので、別添「長期会員慰労旅行助成該当者名簿」の提出をお願いします。

なお、該当者なしの所属については、該当者名簿に「該当者なし」と記入し、提出してください。

記

- | | |
|-----------------|----------------------------------|
| 1 実施要綱 | 別添1のとおり |
| 2 提出期限 | <u>令和7年9月4日（木）持参又は郵送必着</u> |
| 3 旅行券配付方法及び配付時期 | 決定者については、同年11月7日（金）までに所属宛に郵送します。 |
| 4 その他 | 旅行助成の内容や注意事項については、裏面をご覧ください。 |

問合せ・提出先
〒260-8629
千葉市中央区中央4-13-10
(一財) 千葉県公立学校教職員互助会
TEL 043-223-4119
FAX 043-224-6763

令和7年度 長期会員慰労旅行助成の実施について

1 対象者及び旅行助成の内容

旅行助成の種類	対 象 者		旅行助成の内容
	会員期間	配付前歴	
10年旅行助成	4月1日現在で、 実施要綱第4条に 該当する互助会期間が 10年以上の在職者	10年旅行助成を 受けていないこと。	10,000円分 の旅行券
20年旅行助成	4月1日現在で、 実施要綱第4条に 該当する互助会期間が 20年以上の在職者	10年旅行助成を 受け、かつ、 20年旅行助成を 受けていないこと。	20,000円分 の旅行券
30年旅行助成	4月1日現在で、 実施要綱第4条に 該当する互助会期間が 30年以上の在職者	20年旅行助成を 受け、かつ、 30年旅行助成を 受けていないこと。	20,000円分 の旅行券
旅行券の種類（該当者自身が以下2社のうちいずれかを選択） JTB、日本旅行			

2 対象外職員

- (1) 再任用会員
- (2) 休職者（公務傷病を除く。）
- (3) 育児休業者
- (4) 配偶者同行休業・大学院修学休業・自己啓発等休業の職員

3 会員期間の算定について（別添2「長期会員慰労旅行助成 該当例」も参照）

- (1) 資格停止期間のある会員はその期間を除算する。
- (2) 他の部局又は市町村等へ転出し、退職慰労金を受給した者は、転出前の互助会加入期間を加算する。

4 該当者名簿の提出について（別添3「記載例」も参照）

- (1) 名簿の記載内容を確認し、該当者が希望する旅行券の種類を記載する。
- (2) 名簿に非該当者が記載されている場合は、赤二本線で抹消する。
- (3) 名簿に該当者の記載がない場合は、別紙「追加該当者名簿」に必要事項を記入し、提出する。
- (4) 会員期間が20年以上であるにもかかわらず、10年助成にのみ名前の記載がある場合は、該当者の備考欄に「20年助成該当」と記入する。

別添1

長期会員慰労旅行助成実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会（以下「互助会」という。）が互助会員（再任用会員を除く。）を慰労するために実施する10年長期会員慰労旅行助成、20年長期会員慰労旅行助成及び30年長期会員慰労旅行助成（以下「10年旅行助成、20年旅行助成及び30年旅行助成」という。）について必要な事項を定める。

(該当者等)

第2条 10年旅行助成は、互助会の会員期間が10年以上である者（既に10年旅行助成を受けた者を除く。）に対して行うものとする。

2 20年旅行助成は、既に10年旅行助成を受けた者で、かつ、互助会の会員期間が20年以上である者（既に20年旅行助成を受けた者を除く。）に対して行うものとする。

3 30年旅行助成は、既に20年旅行助成を受けた者で、かつ、互助会の会員期間が30年以上である者（既に30年旅行助成を受けた者を除く）に対して行うものとする。

4 10年旅行助成、20年旅行助成及び30年旅行助成の助成基準日は、4月1日とする。

第3条 前条の規定にかかわらず助成基準日に資格停止期間中の者は、当該期間において、この要綱に基づく助成は行わない。

(期間の算定)

第4条 10年旅行助成、20年旅行助成及び30年旅行助成の期間の算定は互助会員期間を通算するものとする。ただし、資格停止期間は除く。

(旅行助成年度)

第5条 10年旅行助成、20年旅行助成及び30年旅行助成の助成年度は、第2条の各要件に該当することとなった日の属する年度とする。

(助成方法及び助成額)

第6条 10年旅行助成は、旅行券10,000円、20年旅行助成及び30年旅行助成は、旅行券20,000円分を配付する。

(該当者の報告)

第7条 各所属長は、その会員が第2条に規定する助成の該当者であるときは、「10年長期会員慰労旅行助成該当者名簿」、「20年長期会員慰労旅行助成該当者名簿」及び「30年長期会員慰労旅行助成該当者名簿」を理事長に提出する。

(決定)

第8条 理事長は、前条の長期会員慰労旅行助成該当者名簿の提出があった会員について審査し、その適否を決定する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、その都度理事長が定める

附則 (抄)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則 (抄)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、平成26年4月1日に会員期間が11年から19年である者に旅行券10,000円分、20年の会員に旅行券30,000円分を配付する。

附則 (抄)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別添2

長期会員慰労旅行助成 該当例

令和7年度旅行券配付要件・・・①から④をすべて満たしていること。

- ① 基準日現在、互助会員であること。
- ② それぞれの旅行助成の会員期間を満たしていること。
- ③ それぞれの旅行助成の配付前歴に該当すること。
- ④ 基準日に休職・育児休業・配偶者同行休業・大学院修学休業・自己啓発等休業でないこと。

※旧制度(H25年度まで)・・・会員期間20年
30年共に3万円の旅行券配付
(10年旅行助成は、なし)

基準日・・・令和7年4月1日

令和7年度該当となる例

ケース	互助会 加入年月日	互助会 会員期間	過去 配付 前歴	旅行券 金額	備 考	対象 旅行 助成
A	H27.4.1	10年	なし	1万円		10年
B	H17.4.1	20年	10年 あり	2万円	平成27年度に10年旅行助成として1万円券配付済み	20年
C	H7.4.1	30年	20年 あり	2万円	平成26年度に10年旅行助成として1万円券配付済み 平成27年度に20年旅行助成として1万円券配付済み	30年
D	H15.4.1 (資格停止期間2年)	20年 (22年-2年)	10年 あり	2万円	新制度により10年旅行助成として1万円券配付済み	20年
E	H4.4.1～R3.3.31 (R3.4.1～R6.3.31 国等で勤務) R6.4.1～再加入	30年 (29年+1年)	20年 あり	2万円	旧制度により20年旅行助成として3万円券配付済み	30年

令和6年度に該当にならなかったが、令和7年度に該当になる例

ケース	R6.4.1時点の 状況	R7.4.1時点の 状況	互助会 会員 期間	過去 配付 前歴	旅行券 金額	備 考	対象 旅行 助成
F	資格停止	資格停止解除	20年	10年 あり	2万円	H27.4.1～R7.3.31 資格停止の場合 20年旅行助成2万円	20年
G	休 職	復 職	32年	20年 あり	2万円	R5.4.1に30年会員期間を満たし、R5.4.1時点で休職、R6.4.1時点も休職、R7.4.1で復帰した場合 30年旅行助成2万円	30年

令和7年度に該当にならない例

ケース	R6.4.1時点の 状況	R7.4.1時点の 状況	互助会 会員	過去 配付	配付不可の理由
H	休 職	休 職	32年	20年 あり	上記、配付要件の④を満たしていないため。 来年度の令和8年4月1日現在で復職している場合、 30年旅行助成の対象になる。

別添3

記載例 (10年・20年・30年旅行助成 共通)

1 該当者名簿について

該当がない場合は、所属コード欄の上部に「該当なし」と記入し、必ず提出してください。
送付された用紙(原本)に記載してください。

所属名 ○○○○○

職員コード	氏名	互助会 加入年月日	会員 期間	旅行券 種類	備考
20150000	チバ タロウ	H27年4月1日	10	△△△△	
20150000	チバ ハナコ	H27年4月1日	10		R7.4.1現在、育児休業中のため
20000000	チバ イチロウ	H3年4月1日	34		既に△年度受領済 旧職員コード○○○○

所属で赤二本線で抹消すること。

本人希望の旅行券を選択して所属で記載する。

(JTB、日本旅行のいずれか。)

10年該当者に記載があるが、20年助成にも該当する場合

10年 長期会員慰労旅行助成該当者 10000円

職員コード	氏名	互助会 加入年月日	会員 期間	旅行券 種類	備考
20050000	チバ ジロウ	H17年4月1日	20	△△△△	20年助成該当

- 基準日 (R7.4.1) 時点の該当者が、名簿の記載から漏れていないか確認してください。
(休職・育児休業・配偶者同行休業・大学院修学休業・自己啓発等休業からの復帰者は注意)
- 非該当者が記載されている場合は、その理由を備考欄に記載し、職員コードから会員期間までの欄を赤二本線で抹消してください。
- 以前に別の職員コード(市費の場合は、公立学校共済組員証番号)がある場合は、その職員コードを記載してください。

2 追加 該当者名簿について

追加で該当者がいる場合のみ提出してください。
該当者名簿には、追加名簿の「有」を「○」で囲み、
該当者名簿とともに提出してください。

職員コード 複数ある場合は、 当初から現在まで すべてわかる範囲で記入	氏名	互助会 加入年月日	会員 期間	備考	旅行券種類
20020000 20140000	千葉 五郎	H14年4月1日 H26年4月1日 R4年4月1日	20	H14.4.1～H24.3.31○○学校勤務(10年) H24.4.1～H26.3.31まで○○市教育委員会 勤務のため資格停止(2年) H26.4.1～R3.3.31○○学校勤務(7年) R3.4.1～R4.3.31まで○○市教育委員会 勤務のため資格停止(1年) R4.4.1～R7.3.31○○学校勤務(3年) R7.4.1～ ○○学校勤務	△△△△
20110000 42004000	千葉 菜々子	H23年4月1日	14	H23.4.1～H28.3.31○○学校勤務(5年) H28.4.1～R7.3.31まで○○市立高等学校 勤務(9年) R7.4.1～ ○○学校勤務	△△△△

本人希望の旅行券を選択して所属で記載する。

(JTB、日本旅行のいずれか。)

※該当者が名簿に記載されていない場合は、職員コードから旅行券の種類まで名簿に追加し、備考欄に 資格停止期間、他官庁勤務期間、旧所属名等を明確に記載してください。

該当者の追加は、該当者名簿 には記載せず、「追加 該当者名簿」 に記載してください。

重 要

事務担当者様

該当者名簿を報告する際、下記の点に注意してください。

- 1 該当者名簿の提出期限は、令和7年9月4日（木）必着です。
提出期限までに報告のなかった場合、または該当者名簿に記入不備があった場合は、助成の対象にならない可能性もありますのでご注意ください。
- 2 「該当者名簿」は、該当者がいない場合でも「該当者なし」と明記して、必ず提出してください。
- 3 職印の押印は不要です。
- 4 該当者の追加がある場合は、別添の「追加該当者名簿」に必要事項を記入し、「該当者名簿」の追加名簿の有無の「有」を「○」で囲み、「該当者名簿」とともに提出してください。
「該当者名簿」には、追加の記入をしないでください。
該当者の追加がない場合は、「追加該当者名簿」の提出は、不要です。
- 5 旅行券の種類について、記入してあるか確認してください。
(注) 該当者名簿提出後、旅行券の種類を変更することはできません。
慎重に選んでいただくようご指導をお願いします。
- 6 名簿に非該当者が記載されている場合は、記載例により削除してください。
必ず、互助会から郵送した「該当者名簿」に修正してください。
所属で該当者名簿を作成し直すとデータの把握ができなくなります。
また、名簿のサイズの変更（拡大コピー等）も、しないようお願いします。
- 7 職員コードが変更になったことにより、過去に旅行券を受領しているにもかかわらず再度、該当者名簿に記載されている場合があります。
本人及び前所属に確認をお願いします。
また、誤って配付された場合は、後日返送していただきます。

(一財) 千葉県公立学校教職員互助会

TEL 043-223-4119

長期会員慰労旅行助成 **追加** 該当者名簿

(10年・20年・30年旅行助成 共通)

※ 該当者の追加がある場合のみ 「該当者名簿」とともに提出してください。

名簿が不足する場合は、コピーして使用してください。

職員コード (わかる範囲で記入)		フリガナ 氏 名	互助会 加入年月日	会員 期間	備 考	旅行券の 種 類
職員コード (複数ある 場合は、 当初から 現在まで)	年度 (職員コードを 使用していた 年度)					

令和 7 年 月 日

上記のとおり報告します。

一般財団法人 千葉県公立学校教職員互助会理事長 様

所属コード

所属名

所属長名

TEL

担当者名